

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	港湾海岸課	検索番号	5 - 4
法令名	愛媛県の海を管理する条例	根拠条項	第9条		
許認可等	原状回復義務の免除				
<p>1 根拠規定</p> <p>愛媛県の海を管理する条例(平成7年愛媛県条例第51号)</p> <p>第9条(原状回復義務)</p> <p>第3条第1項の許可を受けて工作物を設置している者は、当該許可期間が満了し、又は当該工作物の用途を廃止したときは、遅滞なく、当該工作物を除却し、海域を原状に回復しなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 審査基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛媛県の海を管理する条例の施行について(平成7年12月27日付け河第1064号土木部長通知)[愛媛県の海を管理する条例に係る審査基準について(平成9年2月24日付け河第182号土木部長通知)で一部改正] <p style="text-align: center;">記</p> <p>第8 条例及び条例施行規則(以下「規則」という。)の運用</p> <p>5 原状回復義務の免除について</p> <p>条例第9条の規定により、知事がその必要がないと認めて原状回復義務を免除するものは、工作物を存置しても他の者の海域の使用を妨げないものであって、かつ、工作物の除却に多大の費用を必要とすると認められるものについて、個別に判断することとする。(例:使用を終えた海底ケーブル)</p>					